

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和５年度 第３回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和６年２月２８日（水）	
開催時間	午前１０時００分 ～ 午前１１時４０分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 島根住区センター大規模改修工事 ・議案第２号 一本橋架け替え工事 ・議案第３号 （仮称）東六月町第二公園整備工事 ・議案第４号 青井小学校ほか４３校給食調理室冷暖房機賃貸借 ・議案第５号 災害備蓄物品（消耗品）の購入等 （２）個別審議（公契約制度検討審議） ・議案第６号 公契約条例の見直し検討について ３ 報告事項 （１）令和５年度の不調・不落について（１月３１日現在） （２）指名停止措置状況について（１０月～１月） （３）令和６年度労働報酬下限額の決定について ４ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

【委員の任期満了に伴い、総務部長が区長代理として再任された委員に委嘱状を交付】

【飯塚委員を会長、田中委員を副会長に選出】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

・定例審議抽出説明

○秦委員

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件では、比較的高額で案件内容を確認したいもの、最も高額で案件内容を確認したいもの、公園工事が多くあり、その中で案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。物品契約案件では、比較的高額で案件内容を確認したいもの、災害関連の契約が多くあり、その中で案件内容を確認したいものということで選ばせていただきました。

・工事契約3件

議案第1号 島根住区センター大規模改修工事

○工事契約係長

こちらは総合評価方式を適用しております。入札制度改革に基づいて新たな総合評価方式を令和5年6月から適用しておりますが、その前段といたしまして、試行的なもの

として体験していただくということで、対応したものです。案件概要ですが、契約方式は条件付一般競争入札、契約金額は2億790万円、契約の相手方は株式会社コーセーとなっております。こちらは区内事業者です。予定価格については事後公表で、2億2401万円余、落札率は92.81%でした。工事の概要といたしましては、施設更新計画に基づいた住区センターの大規模改修を行ったものです。同時に別案件で電気設備工事、給排水設備工事、空調設備工事も発注されました。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、公告書をご覧ください。資格としては、区内本店事業者であること、共同運営格付がA又はBであること、一定の最高完成工率高、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。今回は総合評価方式ということで、申請をした技術者の途中での変更は、死亡などのやむを得ない事情を除き認めていないところになっています。結果としては、4事業者から希望があり、審査の結果、入札業者表のとおり希望のあった事業者すべてを指名しております。開札の結果ですが、初度入札では3者が予定価格超過、1者が辞退、二度目の入札で1者が予定価格内で入札し、落札となりました。辞退事由としては、2者が未記載でしたので理由はわからず、記載のあった1者は積算する中で予算超過になってしまったということです。当該案件は契約変更をしております。903万円余、4.3%の増額です。主な変更理由は、解体、撤去作業時に設計時に把握できなかった腐食が内部に確認されたこと、インフレスライドによるものということでした。

○鈴木委員

昨今、マスコミ等でも取り上げています

が、契約変更をせず別契約で契約した事例が見受けられているという点、それから変更率が高く、その場合は再度入札にかけるという規則があるような工事について、入札にかけずに行っているという事例も明らかになっています。一つ目の点については、少なくとも足立区では契約課がしっかりチェックしているので、そのようなことはないと思っていますが、どうでしょうか。二つ目の点については、足立区の場合は契約課がしっかりチェックしていると思いますが、大きな変更内容であれば別の歯止めが効いているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○契約課長

一つ目ですが、一つの工事が着工しており、一体の工事の中で変更が行われている場合、その中に違う事業者が入ると施工管理等が難しくなってくるという点も含めて判断させていただいているところです。工事が終わった後、もしくは一旦区切れる、現場を分けられるということであれば、別発注というところで所管と詰めて最終的に判断させていただいています。二つ目で金額の大きなものについてですが、議会案件というところの一つの歯止めになります。工事では予定価格が1億8千万円以上の案件が対象になってきます。そこで変更額が1億円を超える場合、10%以上の増加がある場合は議会に付することになっておりますので、ここで歯止めがかかります。下の方については、各所管と私どもとで対応をどうすべきかを諮っているところです。

○鈴木委員

因みに、議会が毎日開かれているわけではないですが、急ぎの場合にはどうするのでしょうか。

○契約課長

本当に急ぎのときは、議会を開いていただくことはできます。今まではありませんでしたが。

○秦委員

総合評価方式になっていますが、4年度中は試行なので件数は5件ということでした。そのうちの1件が本件ということです。関連工事の電気設備工事、機械設備工事、これは6千万から8千万の工事ですが、3件とも総合評価方式ということです。4年度で5件のうち3件と、集中していますが、総合評価方式を試行するにあたっての選定の基準は、どういう考え方だったのですか。

○契約課長

正直、選定については発注課の方に任せています。総合評価方式の目的は工事の質の向上です。そういう工事を発注課の方で選んでもらっているので、契約課の方が選定に関与することはありません。今後の対応をどうするかですが、これについても同様です。発注課の方で技術力がほしい工事を選んでもらって出していくという話と、数量的に試行では5件でしたが、3年間で予定価格6千万円以上のものの50%にするということで、区としても目標を立てております。今年度は20%強くらい出せております。それを段階的に引き上げていく目標です。

○秦委員

増やすのはいいのですが、どういう基準で選別するのでしょうか。そこは任意でやっていくのですか。

○契約課長

まずは所管課の判断になります。選んだ結果については、業界の方々とお話をしなければ

ばいけないと思っています。そもそも総合評価ではなく価格でいった方がいいという話や、やってみたら総合評価の方がいいという話が出てくると思いますので、フィードバックしてもらい考え方については詰めていきたいと考えております。

○鈴木委員

関連してですが、総合評価の工事が増えているということで、規程の考え方についてです。この工事を総合評価でいくと選ばれたときに、有識者の意見を入れてということですが、形式チェックのようになっています。採点基準は規程で決めてしまっていて、この工事を総合評価でいくと決めたときに、別にもう一回チェックを入れる必要があるのかということです。自分でやっていて、単に数式を当てはめるだけで、チェックしているのだろうかと感じています。それについてお答えはありますか。

○契約課長

総合評価を増やしていくというときに、形式になっているというところについては、お願いしている側としてもよろしいことではありませんので、一旦引き取らせていただいて整理していきたいと思います。

○秦委員

総合評価方式ではいろいろな項目があり、今は規程で詳細に決めているので、鈴木委員のおっしゃるとおりということになると思います。しかし、まだ始まったばかりですから、これから多様性を帯びてくるようになると、委員の判断も必要であり、いろいろ考えていくことになるのではないのでしょうか。いままではどちらかというと補助金の条件に総合評価が入っているからというのが中心でしたが、そこから一步踏み出したところですか

ら、どうやっていくのかを考えていただき、審査の中身をさらに検討していただくことが必要だと思います。

○契約課長

正に始めたばかりというところで、総合評価方式というのは東京都言うと三つか四つのやり方があります。技術力を求めるものと、足立区がやっているような簡易型、配点などが違ってきます。やり始めての課題は、経過調書を見ていただくとわかると思いますが、技術点が持ち点になってしまっていて、28点、19点、30点など、32点満点中この点数です。それで価格点は16点しかありません。そうすると30点と19点では11点差がついていますが、これを価格点の16点でひっくり返すのは相当厳しい話になります。この制度設計については、今のところ業界団体はフィックスしてスタートしようというところですが、こうなってくると弱いところ、技術点が低いところからは、これではやる前から順位が決まっているという話が出てくると思います。その延長線上に今おっしゃったように技術点でも配分を変えとか、そういう話が出てくると思います。ですのですぐにどうということではありませんが、そういうところでご意見をいただくといいかなと、先の話ではありますが考えております。

○田中副会長

確かに検討の余地はありますね。

○秦委員

公告書の開札保留の欄に、入札及び再入札以降の開札後、開札内容について、学識経験者への意見聴取が必要になる場合がありますと書かれています。今の手続きでは公告する前の段階で意見聴取して必要かどうかの判断は終わっています。それでもまだ、ここに入

れているということは、その後の事情の変化で意見を聞く機会があり得るからと考えればいいですか。

○工事契約係長

おっしゃるとおりです。前段で総合評価が相当な案件と判断いただくのが一つで、もう一つは開札の状況を見てから、必要に応じて意見を確認させていただくもので、二つ答えていただく場面があります。後者の方がこちらに書かれているものになります。そこで開札結果を確認して意見を述べたいということでご回答いただいているようであれば開札を一度保留にして意見を確認させていただくという流れになります。

○秦委員

公告書のその他のところに、下請事業者は区内事業者を優先的に選定するよう書かれています。この項目自体はいいのですが、総合評価の場合は評点項目に区内事業者の活用が入っていて、それでも引き続き要請はするという意味でこの項目が入っているという理解でいいですか。

○工事契約係長

そうですね。区としては区内事業者を活用していただきたいというところがあります。

○秦委員

入札業者表は公表されるものなのかどうか、これの位置付けもわかりませんが、いつも同じ形式のものを使っています。総合評価の場合は中身が大きく違います。それにもかかわらずこの様式には、落札者は予定価格以内の最低額入札者とすることや、但し書きで低入札価格調査や最低制限価格に関する文言が入っていたり、根拠条文も指名競争入札のものです。総合評価方式にふさわしいものに

変えなくてはいけないのではないのでしょうか。

○工事契約係長

入札業者表はシステムの帳票をそのまま使用させていただいていまして、システム対応していないというのが現状です。

○契約課長

この様式は内部的な書類となっています。ただし、低入札価格調査や最低制限価格に関する文言など確かに不要なものは取り消し線を引くなどしていきたいと思います。

議案第2号 一本橋架け替え工事

○工事契約係長

案件概要ですが、契約方式は条件付一般競争入札、契約金額は4億7300万円、契約の相手方は松井建設株式会社東京支店となっております。こちらは区外事業者です。予定価格については事後公表で、4億9389万円余、落札率は95.77%でした。工事の概要といたしましては、橋りょうの架け替え工事で、主桁の製作工、基礎工などを行うものとなっています。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、公告書をご覧ください。当該案件は橋りょう工事ということで、区内事業者には技術的に対応できる事業者がいないというところで判断いたしまして、区外事業者の入札参加を可としています。また共同運営格付がA又はBであること、一定の最高完成工事高、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。この案件については一度不調になっております。再度公告を行いまして落札者が決まった経緯があります。1回目の公告との参加資格の比較を資料で付けさせていただいています。2回目の公

告では希望があった1者を指名し、初度入札で予定価格内でしたので落札となりました。

○秦委員

総合評価方式で2者以上の希望が必要なところ、1者だけの希望であったため不調になっています。この1者というのは本件で落札した松井建設ですか。

○工事契約係長

そうです。

○秦委員

こうした特殊な工事に対応できるところは区内事業者にはいないので難しいですね。

○契約課長

橋りょうはいないということです。北綾瀬のペDESTリアンデッキのときも、やはり橋りょうでしたが、不調が続き業界団体と意見交換しました。結論は一度区内で出すというのがルールなのですが、橋りょうについては区内にいないので1回目から緩和してもいいというように、ものによってということでした。

○田中副会長

そうですね。不調の可能性が高く無駄ですね。

○鈴木委員

相当老朽化していたのでしょうかね。他にないのなら考えなくてもいいのですが、区内には同様なものがあるでしょうから定期的にあるはずです。

○飯塚会長

橋りょう工事については1回目から区外を入れるということですね。

○契約課長

業界団体側からそのようなお話がありました。区内では対応できないということです、今後は1回目から区外を入れるということです。

○飯塚会長

総合評価方式にしたのは、技術力が必要だからということですか。

○契約課長

元々はそうですね。

○秦委員

補助金がらみなのではないですか。

○契約課長

それも一つあります。

○契約課長

やっていただけるのなら、また技術力も測りたいということもあって、総合評価方式で出したのですが、そもそも区内事業者はいなかったということです。

議案第3号 （仮称）東六月町第二公園整備工事

○工事契約係長

こちらも議案第1号と同様に試行的に総合評価方式を適用した案件です。契約方式は公募型指名競争入札、契約金額は6600万円、契約の相手方は株式会社富士造園、区内事業者となります。予定価格については事前公表で6775万円余、落札率は97.41%でした。工事の概要ですが、公園改修整備工事で敷地造成工、給水設備や電気設備工などを含んだものになります。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入

札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格については、発注票をご覧ください。区内本店事業者であること、造園工事の共同運営格付順位を有すること、一定の最高完成工事高、特定建設業の許可、監理技術者の配置などを求めています。この案件も総合評価方式ということで、申請をした技術者の途中での変更は認めていないところになっています。結果としては、5事業者から希望があり、審査の結果、入札業者表のとおり希望のあった事業者すべてを指名しております。開札の結果ですが、初度入札で1者が予定価格内で入札し、落札となりました。2者が予定価格超過、2者が辞退でした。辞退事由としては、技術者の配置が困難ということです。当該案件は契約変更を2回しております。1回目で工期を延長しております。2回目は10万円余、0.15%の増額です。主な変更理由は、現場精査による数量変更等に伴う設計変更ということです。

○秦委員

受注制限はかかっていませんが、造園工事は受注制限がかからない業種になるのですか。

○工事契約係長

造園工事の業種としては、受注制限も入札参加制限もかかります。

○秦委員

記載がありませんね。通常は記載がありますが、ないのはなぜですか。この案件では、総合評価方式のため入札参加制限は関係なく受注制限だけですね。この案件では受注制限はあるのですか。

○工事契約係長

もし同時に発注があれば、受注制限もかか

ります。

○秦委員

記載がないからかかってないのではないですか。

○工事契約係長

同時に発注された案件がなかったので、受注制限がかかる案件ではありませんでした。

○秦委員

受注制限がかかるけれども対象案件がなかったので除いたということですね。わかりました。

入札経過調書ですが、誤解される表示になっています。2、3番目の総合点には点がつかないはずです。予定価格を超過しているので島根のように空白にしておけばわかるのではないのでしょうか。技術点だけになります。価格のところは評価できないわけです。そもそも資格がなくなっているわけです。これを見ると点数があるように見えてしまいます。

○田中副会長

確かに島根の方には入っていないですね。辞退だからでしょうか。

○秦委員

2回目は辞退ですが、1回目は予定価格超過です。こちらの方が適切ではないでしょうか。

○工事契約係長

こちらについてはシステムも絡んできません。委員のおっしゃるような形で対応可能なのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○秦委員

両者はシステムが違うのでしょうか。

○工事契約係長

システムは同じですが、おそらくその回で決まったか、次回以降で決まったのかによるのかもしれない。

・物品契約2件

議案第4号 青井小学校ほか43校給食調理室冷暖房機賃貸借

○物品契約制度改善担当係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は賃貸借になります。契約金額は5億7406万円余、契約の相手方は、東京ガスリース株式会社で、新宿区の区外事業者です。契約期間は令和5年1月28日から令和15年9月30日までの長期継続になります。設置場所は小学校32校、中学校12校になります。賃貸借期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日まで、夏季休業中に施工し10月1日から賃貸借を開始する契約になります。仕様は記載のとおりですが、機器の設置や電気工事を含む契約になります。契約校44校の詳細は設置校一覧表をご参照ください。審議対象アの競争入札参加資格の審査結果については、入札業者表のとおり10者を指名しております。審議対象イの入札経過については、入札見積経過調書をご覧ください。選定した10者のうち、5者が入札、そのうち3者が下見積業者になります。5者が辞退しております。落札率は63.33%でした。

○契約課長

物品契約については、1案件ごとに区内だけでいけるのか、区外に広げるのかを他自治体の実績に基づき判断をしております。指名数につきましては、私どもの取り決めの中で予定価格の金額により決めさせていただいていますが、今回は5億円ということで最大の

10者を指名したところです。

○鈴木委員

賃貸借を選ぶのか、購入を選ぶのかという大本のところはどうなっているのですか。

○契約課長

入札経過調書にもあるとおり、担当しているのが営繕部門です。そこでコストを見ながら判断をしていると聞いております。

○田中副会長

最終的には区の所有になるのですよね。

○契約課長

そうです。

○鈴木委員

取得した場合と賃貸借の比較というのがなく、最初から賃貸借ということで入札をし事業者が決まるという流れ、それでいいのかと思ってしまいました。

○秦委員

所管課の方で判断されているのではないですか。

○契約課長

正におっしゃるとおりでして、リースの金利なども含めて判断しているということです。

○秦委員

区全体で102校あります。そのうちの44校を一挙にとということです。ボリュームから言って、大手しかできない、そういう枠組みにしています。どれくらいの規模にすれば問題が少ないか、学校なので特定の時期に集中するわけで、夏休み中に全部やるとなると

いて、事業者としての限界はどの辺か、それとリスク、きちんとできるかどうかというリスクもあり、大手しかできない枠組みにしまっていて、購入か賃貸借という話と同じように、その辺をどう考えられているのでしょうか。そこは所管課の話にはなりますが。

○契約課長

所管課とのやりとりの中では、いつまでにやりたいかというところについて、何年間かをかけて冷暖房機を入れていくという話ではなく、給食室が各校とも厳しいという状況で、できるだけ早くやる方法として考えられたものです。先ほどの工事が賃貸借かというところについて、言葉が足りませんでした。賃貸借でやった方がこのスケールには対応できるだろうということです。工事ですと区内事業者でとなりどう刻んで出すかという話になり、コストが増す可能性もあります。いろいろの総合的判断の上で賃貸借になったわけです。

○秦委員

102校のうち44校で、残り58校については、どうしているのですか。

○物品契約制度改善担当係長

令和3年度に46校やっています。令和4年度の本案件で全校分が完了ということです。

○秦委員

令和2年度くらいから始まっているのですか。

○契約課長

令和3年度からの2か年度です。

○秦委員

それだと足りませんが。

○物品契約制度改善担当係長

新築校には既に設置されていました。

○秦委員

何故このタイミングで44校一遍にということなのですか。10年前に設置したものが一斉に更新ということですか。

○工事契約制度改善担当係長

学校には冷暖房が、元々は職員室にしかありませんでした。その後、まず生徒のところが大事だということで、教室に入れました。その後に体育館に入れました。最後に給食室にということでした。給食室は労働環境が厳しい、真夏に火を焚いて50度、60度になることもあり、できるだけ早くやる必要がありました。しかし諸々の事情から先送りになっていたものを、2年間かけて一気にやったという事情です。

○秦委員

それで必然的に賃貸借ということですね。

○工事契約制度改善担当係長

やはり一気にやろうとしたときに、区内事業者の施工能力からすると、賃貸借だろうという選択になったということです。

○秦委員

一気にやることで問題はなかったのですか。

○工事契約制度改善担当係長

工事現場がバラバラですので、マンパワーをかけられれば、一気に問題なくできるということになると思います。

○秦委員

特に問題があった話もなく無事に済んだということのようですね。余程の大手でなければできないということはあるのではないですか。

○工事契約制度改善担当係長

リースですので、リース会社である程度の資金力があり大きなお金を動かせれば、できるというところです。

○秦委員

それで、東京ガスリース等ということですね。

○工事契約制度改善担当係長

それで大手のリース会社が入っているというところです。基本的には金銭面を動かせるかどうかだと思います。それでも5億くらいなので、それほど大手ではなくても、あるいはできるかもしれません。教室の何十億という規模に比べればというところはあると思います。それでも区内にはこれだけのリース会社はないので、どうしても区外になるということはありません。

○田中副会長

44校と言っても、それぞれは一部屋ですからね。

○秦委員

予定価格に比べて入札額が各社とも低いですね。機器が大量だから安くできたと考えるのか、これは集積による効果なのでしょう。か。予定価格が高かったということではないですね。

○契約課長

こういうものでは区の独自積算ができません

るので、事業者の下見積りにより予定価格を立てます。結果としては、下見積りの積算と入札での積算とでは、力の入れ具合に差があったということだと思います。背景としては、物をたまたま持っていたとか、マンパワーをかけられるとかはあるのかもしれませんが。下見積りは最大リスクを反映させて出てくるというところがあると思います。

議案第5号 災害備蓄物品（消耗品）の購入等

○物品契約制度改善担当係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は物品（消耗品）になります。契約金額は2198万円余、契約の相手方は、星野総合商事株式会社東京営業所で、区内事業者です。契約期間は令和5年2月16日から令和5年3月24日までになります。品名については記載のとおりです。納品先については小学校68校、中学校35校、その他の施設101施設になります。審議対象アの競争入札参加資格の審査結果については、入札業者表のとおり10者を指名しております。審議対象イの入札経過については、入札見積経過調書をご覧ください。選定した10者のうち、3者が入札、5者が辞退、2者が不参でした。1回目の入札では全者が予定価格超過で再度入札を行いました。1者が入札し99.28%で落札となっております。

○秦委員

災害の備蓄というのは、備蓄品をリストアップしてどれくらい必要か確認して購入しているのですね。

○物品契約制度改善担当係長

所管課の方で在庫を確認して、契約の請求がされています。

○秦委員

小規模な事業者でも取り扱えるように金額が小さくなればやりやすくなりますし、発注規模を大きくすると事業者は絞られてくると思います。その一方で、効率的に調達しなければならぬということがあり、区の方からすればできるだけ一括して調達した方がいいと思います。調達の規模というのは、どのような考え方によっているのですか。今回の案件では、ポリタンクや簡易水質検査キット、カセットボンベは全校に入っていますが、それ以外は部分的にしか入っていません。非常に効率が悪そうに思います。どういう考え方でされているのですか。

○鈴木委員

能登の地震などを見たときに、独自に区で考えるのではなく、国が主導して自治体に備蓄させる方が合理的だと思っています。災害が起きたときにどういうものが必要なのか、事例はたくさんあると思います。国が主導してやるのが当然だと思っているのですが、それはしないのでしょうか。

○総務部長

細かいところでは、自治体の方がノウハウを持っていると思います。備蓄に関する調達の考え方というのは、確か、避難した方の3日分を目指していて、それに足りないところを埋めようとしているのと、実際に起こった災害の情報から新たに備蓄するというものがあります。ガスボンベは今回で万遍なく購入していますが、この辺は今まで購入していなかったのだと思います。

○秦委員

全施設に入っているものはいいのですが、ぽつぽつと入っているものがあり、極めて非効率で無駄なところが多いように思います。

○総務部長

補充しているのではないかと思います。既にあるものでも足りない部分をということもあるのではないのでしょうか。あるところは1日分だけれども、他は3日分あるというところで、全体的に平準化するというのもやっています。それと置き場所による制約もあるので、それで調整している部分もあるかと思っています。

○飯塚会長

納品するのと回収するのがありますね。

○総務部長

使用期限があるものについて、入れ替えるということもあります。

○飯塚会長

非常食は学校などで配っていますね。

○総務部長

廃棄しないで、期限直前にお分けをするような流れは作っています。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

(2) 個別審議（公契約制度検討審議）

議案第6号 公契約条例の見直し検討について

○契約課長

公契約条例の見直し検討について、今回は4回目ということになります。区長の方へ報

告を予定しておりまして、資料に載せさせていただきますが、その素案は事前にご確認いただいています。これまでの課題は三つあり、まず適正な賃金支給の確保について、どうやって確認していくかというところ です。議論の中心は、事業者にとって労務台帳の作成については、なかなか事務的負担が大き く、もう一つトレンドとしては、後発の公契約条例導入自治体においては、個別の労務台帳を作っておらず、現場ごとにまとめた報告書方式にシフトしてきています。そうしたことを含めて、足立区はどうしていくべきか、どういう可能性があるのかというところでご議論いただいたところです。結論としては、報告書方式に変えていく、適用現場ごとに条例等の遵守状況を報告する、そのことによって事業者の負担を小さくする、これを一つの方向性として報告させていただきたいと思っています。ただし、これは二つ目と関連しますが、ここのところを簡素化して、それを補わないというのでは、そこまでフリーにしては危ないだろうということで、それで2番です。

労働者をプレイヤーに加えていくということでご議論いただきました。現状は事業者から提出された労務台帳で区がチェックしてきたところですが、そもそも労働者自身に最低賃金額よりも高い労働報酬下限額が設定され報酬が支払われていることの理由を知っていただき、また自分がいくらもらえるのかというセルフチェックをし、実際にどうなのかを確認していただく、その上で疑義があれば通報先としての区を使っていただく、そうした2番の項目の強化をすれば、1番の報告書方式に切り替えられるのではないかと思います。その主なものですが、一番有効なものが周知カードを活用することではないかということです。実際の採用自治体もありますし、現状の足立区のしくみが事業者を通じ

て労働者に説明いただいているという意味では、周知カードを使って区が労働者に積極的、直接的に関与していくことによって、周知の中身を深めていけるのではないかというところで、周知カードを配りたいという提案でして、この審議会でその方針でご議論いただきました。

周知カードについては、まず自分が疑義を感じたときの通報先としての私どもの電話番号を入れさせていただきます。それとともにQRコードを用いて、そこから区ホームページの公契約制度のページに飛んでいただくことができます。その中に、自分がもらえる賃金についてセルフチェックできるようなページを設けることによって、公契約条例の対象であるということの認識を深めていただき、適正な賃金であるかの確認ができるという実効性も担保されます。周知カードは最も効果的なものと考えていますが、それにとどまるものではなく、他にも可能性があるものについては周知をしっかりと図ってまいりたいと考えています。

条例の適用範囲ですが、1番目と2番目の案により一定程度の事務の簡素化が図られるのではないかと期待をしております。そういう意味では、条例の適用範囲の拡大ができるのではないかというところでご議論いただきました。工事契約については、現行で予定価格1億8千万以上のものを、1億円以上に拡大しようということです。これについての理由は、まず参加資格等級です。ABとありますが、報告書を作っていただく事業者の事務的な体制を考えたときに、Cまで広げると、専門的な事務職を置いていない可能性も考えられるので、ABにとどめるということです。もう一つは、入札方式です。1億円以上の一般競争で、自分たちでこの工事を受けたいと言ってくるのと、区の方から参加してくださいということとでは、もう一

つ線があると思っていますので、工事については1億円のところで線を引かせていただくということです。

委託契約については、金額を動かすのか、一部の業務に網をかけているものにその網を広げるのかというところでご議論いただきまいりました。ここについては、マンパワーが必要な業務についての拡大を、まずは行い、段階的に評価を行って、金額さらには業務内容も広げていくというところを進めていくべきだということでした。そこで、まず業務の拡大ということで、現行は1から4までの業務、受付案内から施設の運営までを対象としていますが、これを11まで広げて学校用務まで対象としていくというところでご審議いただきました。

指定管理協定については、現行で66施設を対象としていて、30施設は対象になっておりません。当初に何故ここに線を引いたのか紐解いてみましたが、おそらくその当時の予定価格の規模感で、大きいものと小さいものとで分けたのだと思います。小さいものが含まれている種別については外し、委託契約の線である9千万円、すべてが概ね9千万円以上の種別を対象にしたようです。しかし、今となってみれば、金額で線を引くよりも、公の施設を任せているという公的な位置付けが高いところから、すべてを対象にしていくべきだということでご議論をいただきました。

最後は付則になります。今回は10年ぶりに見直しに着手ということですが、今後については、定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うべきではないか、そのためには、アンケート調査やヒアリング等に努めていくべきだということでした。5年ごとなど書いてありますが、おおよそは4、5年なのだろうと考えております。この4、5年というのは、制度を変えてから効果が出る

かということについて、アンケートをしても、事業者、労働者がある程度は公契約条例について認識を深めてからでなければ、なかなか正確な結果が出てこないだろうと思いますので、やはり4、5年くらいのサイクルでアンケート調査やヒアリング等を行うのが適当ではないかと考えております。

よろしければ、以上の内容で区長へ報告させていただきたいと考えています。

○田中副会長

今まで話してきた内容でまとめられており、私は特にありません。

○鈴木委員

私も特にありません。

○飯塚会長

それでは、この報告書の内容を、審議会からの提言とすることによってよろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(1) 令和5年度の不調・不落について(1月31日現在)

○契約課長

資料に前年度との対比を載せています。令和5年度については、82件の不調がありました。因みに母数としては398件です。令和4年度は321件中54件でした。件数が増えています。率としても高くなっています。令和5年度の状況ですが、工事に限って言えば、土木と建築が14件、18件というところで突出しています。逆に言うと他のところではあまり出ていないということです。これについては、区内事業者の数と発注件数の見合い、そういう点があるのかなと思っています。建築については、高い工事は落

ちています。それと年度当初の工事も落ちています。年度後半の方が小さい工事が多いというのはありますが、年度後半に向けて不調が増えています。事業者としては、大きな工事を請けると対応力がある程度は手一杯になってしまうというところがあるのかもしれませんが。土木については、そもそも区内事業者が多くないというところと、Aランク、大きい工事ができる事業者が少ないというところで、建築とは発生の仕方が違って、金額が高いところでも不調になっています。土木は事業者の数という事情なのかと分析をしています。件数は82件ですが、不調が2度、3度になっているものもありまして、実際の工事の件数としては64件でした。そのうち54件は落札となっています。残り10件は、再発注済のもの、対応検討中のもの、今年度は見送りとなったものになります。

○秦委員

11番の設計委託については、落札決定事業者の辞退とありますが、これは後で出てくる指名停止案件で出てくるのですか。

○工事契約係長

前回の審議会で報告させていただいたものになります。

○秦委員

昨年度もそうですが、圧倒的に多いのは設計委託の案件です。区内事業者は少なく、区外事業者が圧倒的に多くなっています。内容を見るとほとんどが価格超過です。設計事業者の技術者が少なく賃金は上がっていくので、設計事業者としては採算が合わないという状況があり、しかも区外事業者ということで、足立区として打開策がなかなか見出しづらいのではないのでしょうか。予定価格を上げられればいいのですが、設計労務単価で

決まっているので、そういうわけにもいかず、難しいところだという気がします。多いのは建築工事ということで、18件あって10件の増加ということでした。詳しく見ると一つの案件で何回もやっていて、実数としてはそれほど多くなく、繰り返しているため件数として多くなっているだけではないでしょうか。

○契約課長

いろいろあります。例えば小学校の案件で3回行ったものがありますが、予定価格を変えたり、別の工事を付けたりと、工夫をしております。

○秦委員

3件と考えるのか1件と考えるのかです。不調が多いということですが、実数としてはそれほど多いわけではないと思います。

○契約課長

業界とも意見交換したときに、同じことを言われました。これは1件なのか3件なのかと。ただし、予定価格を変えて、中身を変えているところと、発注の時期を1、2か月と間を空けているところもあります。そうすると会社としても、技術者等の状況も変わってくることもありますので、そうした意味では、別ととらえてもいいのではないかと思います。確かに、おっしゃるようなところはあと思っています。

○秦委員

落札しやすいように、条件を広げるとかいろいろな工夫をするということは重要だと思います。

○飯塚会長

不調が続いている案件で、微妙に件名が変

わっているものは、何か意味があるのですか。

○契約課長

まずは他の違う工事を付けたような場合です。それと、発注課のテクニカルな話になりますが、同じ件名で出すと見た目は同じなので、前回見てくれたところが中身まで見てくれないというところから、小手先ではありませんが、件名を変えるというところはありません。

○飯塚会長

例えば、学校改修の設計委託の件名で、一期という文字の位置を変えているだけというものもあります。

○契約課長

ルールがあるようで、道路工事では第何号という号数がその都度で変わってきます。

(2) 指名停止措置状況について(10月～1月)

○契約課長

この中で足立区における不正行為等にかかるものは、10月12日のワーカーズコープ、新宿区の事例と同様の行為が足立区でも行われていたものです。あとは、11月20日のサギウチコンサルタント、12月14日のNTTマーケティングアクト、NTTビジネスソリューションズです。他自治体での行為ですが1月12日の芝園開発は区内事業者になります。

○秦委員

落札後辞退の事例が前回もあり、今回もありましたが、あまり問題はないのですか。

○工事契約係長

別発注でまた入札を行います、区として損失となりますので、そういう意味で指名停止ということになっております。

○秦委員

手続き上は問題なかったのですか。

○契約課長

適切に入札を行い落札決定したにもかかわらず、自己都合により辞退ということでありました。

○秦委員

こうした事案が1件だけでなく続けて出ていますので、どうなのでしょう。

○工事契約係長

発注票や公告の中で、しっかり資格や業務内容などを確認して応札していただいておりますので、本来はしっかりやっていただくのが前提ではありますが、残念ながら今年度は2件発生してしまいました。

○契約課長

その後のスケジュールもずれてしまいますので、それ自体が大問題だと思います。

(3) 令和6年度労働報酬下限額の決定について

○契約課長

労働報酬審議会の方で決定いただき、それに基づいて区として決定し、既に公告もしております。工事、委託等々について下限額を決めさせていただきました。今回は増加率が7～10%くらいと大幅な伸びとなりました。理由として、一つは都の最賃の上昇です。上昇率3.8%ということで、これをベースにスタートさせていただき、かつ令和6年度中に賃金がいくら上がるかというところ

を加味させていただきました。なぜ加味したかという、参考としている会計年度任用職員の報酬ですが、年度の秋に改定があり、それを4月に遡及して適用する形になります。ですので、都最賃の上昇率と令和6年秋に行われる会計年度任用職員報酬の改定の割合、二つを足させていただいたのが今回の決定になります。例えば委託の89円増、これは7.8%程度ですが、3.8%は既に見えている都の最賃の上昇幅、残りの4%については令和6年秋の会計年度任用職員報酬改定で伸びるであろうとされる割合です。工事について、設計労務単価の90%というところは例年どおりですが、熟練工以外については、昨年度71%だったのを72%で決定したということをつけ加えさせていただきます。

(質疑なし)

4 閉会

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が議事録は事務局で作成、各委員確認後に区長へ提出、また公契約条例の見直し検討の報告書も併せて区長へ提出する旨を説明】

○飯塚会長

以上をもって令和5年度第3回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。